



鳥取県公報

平成14年2月1日(金)
号外第10号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(1)(職員課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務について、第一種フロン類回収業者の登録申請の受理を保健所長の委任決裁事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第1号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

	10条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更に係る通知								
	9 同法第13条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否及び同法第13条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否に係る通知								保健所長
	10 同法第14条の規定による登録簿の閲覧								保健所長
	11 同法第15条第1項の規定による廃業等の届出の受理								保健所長
	12 同法第16条の規定による登録の抹消								保健所長
	13 同法第17条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令								
	14 同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知								
	15 同法第70条の規定によるフロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関する報告の徴収（第一種フロン類回収業者に係る部分に限る。）								保健所長
	16 同法第71条第1項の規定による立入検査（第一種フロン類回収業者に係る部分に限る。）								保健所長

略

労働 雇用 課	一～三 略								
	四 職業能力	1～8 略							
	開発促進法 （昭和44年 法律第64号） に基づく知 事の権限に 属する事務	9 同法第46条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定							
		10 同法第90条第1項において準用する同法第62条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可							
		11 同法第90条第1項において準用する同法第64条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員を選任の認可							
		12 同法第98条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求							
	五 職業能力 開発促進法 施行令（昭 和44年政令 第258号） 第3条の規 定により知 事の権限に 属するもの とされた職	1 同法第46条第2項の規定による技能検定試験の実施							
		2 同法第49条の規定による合格証書の交付							

略

労働 雇用 課	一～三 略								
	四 職業能力	1～8 略							
	開発促進法 （昭和44年 法律第64号） に基づく知 事の権限に 属する事務	9 同法第64条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定							
		10 同法第94条において準用する同法第75条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可							
		11 同法第94条において準用する同法第77条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員を選任の認可							
		12 同法第102条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求							
	五 職業能力 開発促進法 施行令（昭 和44年政令 第258号） 第2条の規 定により知 事の権限に 属するもの とされた職	1 同法第64条第2項の規定による技能検定試験の実施							
		2 同法第65条の規定による合格証書の交付							

業能力開発 促進法に基 づく事務																				
六～十 略																				
十一 雇用対 策法（昭和 41年法律第 132号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第18条の規定 による職業転換給付 金の支給																			
十二～十七 略																				
略																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

